

## 杵築市水道料金算定基準 新旧対照表

改正後	改正前
<p>I まえがき  <u>いやしくも放漫経営に伴う</u> 冗費を総括原価に含め、  <u>放漫な</u> 水使用を</p> <p>II 水道料金算定要領  (総則)</p> <p>第1条 水道料金の算定にあたっては、水道使用者の公平な利益と水道事業の健全な発展をはかり、もって市民の福祉の増進に寄与するよう配慮されなければならない。</p> <p>第2条 略  (料金算定期間)</p> <p>第3条 料金算定期間は、原則として将来の<u>4年間</u>とする。ただし、経済情勢の急激な変化等により、これにより難しい場合は、この限りではない。  (営業費用)</p> <p>第4条 営業費用は、<u>人件費</u>、動力費、薬品費、修繕費、減価償却費、<u>資産減耗費</u>、その他の維持管理費の合計額から控除項目の額を控除した額とする。各費用及び控除項目の額の見積りにあたっては、料金算定期間中の事業計画及び経済情勢の推移等を十分に考慮しなければならない。</p> <p>1. <u>人件費</u>  <u>人件費</u>は給料、手当、賃金、報酬、法定福利費及び<u>退職給付費</u>の合計額とし、</p> <p>2～5 略</p> <p>6. <u>資産減耗費</u>  <u>資産減耗費</u>は、<u>過去の実績及び施設の実態等を考慮して適正に算定した</u></p>	<p>I まえがき  <u>誤っても冗費を総括原価に含め、</u>  <u>なおざりな</u> 水使用を</p> <p>II 水道料金算定要領  (総則)</p> <p>第1条 水道料金の算定にあたっては、水道使用者の公平な利益と水道事業の健全な発展をはかり、もって市民の福祉の増進に寄与するよう配慮されなければならない。また、<u>今回は市町村合併後の水道料金の統一を主な目的とし、極端な料金値上げは避けるものとする。</u></p> <p>第2条 略  (料金算定期間)</p> <p>第3条 料金算定期間は、原則として将来の<u>3年間</u>とする。ただし、経済情勢の急激な変化等により、これにより難しい場合は、この限りではない。  (営業費用)</p> <p>第4条 営業費用は、<u>職員給与費</u>、動力費、薬品費、修繕費、減価償却費、その他の維持管理費の合計額から控除項目の額を控除した額とする。各費用及び控除項目の額の見積りにあたっては、料金算定期間中の事業計画及び経済情勢の推移等を十分に考慮しなければならない。<u>ただし、浄水場更新事業計画は、大幅な料金値上げを伴うため考慮しないものとする。</u></p> <p>1. <u>職員給与費</u>  <u>職員給与費</u>は給料、手当、賃金、報酬、法定福利費の合計額とし、</p> <p>2～5 略</p>

改正後	改正前
<p><u>額とする。</u></p> <p><u>7. その他の維持管理費</u>  <u>委託料、手数料及び通信運搬費等のその他の維持管理費は、過去の実績及び料金算定期間中の事業計画並びに個別費用の特質等を勘案して適正に算定した額とする。</u></p> <p><u>8. 控除項目</u>  <u>諸手数料その他事業運営に伴う関連収入は、過去の実績及び料金算定期間中の事業計画等を考慮して適正に算定した額とする。</u></p> <p>(資本費用)</p> <p>第5条 資本費用とは、支払利息及び施設実体の<u>維持等</u>に必要とされる<u>資産維持費</u>の合計額とする。</p> <p>1. 支払利息  支払利息は、企業債の利息並びに一時借入金の利息の合計額で、料金算定期間中の所要額として適正に算定した額とする。</p> <p>2. <u>資産維持費</u>  <u>資産維持費は、事業の施設実体の維持等のために、施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に充当されるべき額であり、維持すべき資産に適正な率を乗じて算定した額とする。</u></p> <p>(経営効率化計画)</p> <p>第6条 <u>水道料金の算定にあたっては、事業全般にわたる経営の見直しを行い、経営戦略等の経営効率化計画を策定し、これを総括原価に反映させなければならない。</u></p> <p>(料金体系)</p> <p><u>第7条</u></p> <p>1. 個別原価主義</p>	<p>6. その他の維持管理費  <u>委託料、手数料、通信運搬費等、その他の維持管理費は、過去の実績及び料金算定期間中の事業計画並びに個別費用の特質等を勘案して適正に算定した額とする。</u></p> <p>7. 控除項目  <u>控除項目は、給水収益以外の収益（その他営業収益、営業外収益、特別利益）で、過去の実績及び料金算定期間中の事業計画等を考慮して適正に算定した額とする。</u></p> <p>(資本費用)</p> <p>第5条 資本費用とは、支払利息及び施設実体の<u>維持拡充</u>に必要とされる<u>資本報酬</u>の合計額とする。</p> <p>1. 支払利息  支払利息は、企業債の利息並びに一時借入金の利息の合計額で、料金算定期間中の所要額として適正に算定した額とする。<u>ただし、浄水場更新事業計画に伴う企業債の利息は考慮しないものとする。</u></p> <p>2. 資本報酬  <u>資本報酬は、事業の実体資本を維持する等のために、施設の拡充、改良及び企業債の償還等資本的支出に充当されるべき公共的必要余剰額であり、自己資本の年5%相当額が適当であるが、料金の大幅な値上げを避けるため、自己資本の年3%相当額として適正に算定した額とする。</u></p> <p>(料金体系)</p> <p><u>第6条</u></p> <p>1. 個別原価主義</p>

改正後	改正前
<p>水道料金は、各使用者群に対して総括原価を各群の個別費用に基づいて配賦し、基本料金と従量料金に区分して設定するものとする。各使用者群は、給水管の口径により分類する。</p> <p>この場合において設定された料金をもって計算した料金収入額は、総括原価と一致するものでなければならない。</p> <p>2. 特別措置</p> <p>(1) 各使用者群の基本料金に対しては、生活用水への配慮及び給水需給の実情等から必要がある場合には、資本費用の一部を配賦しない等その料金の軽減措置を講ずることができる。</p> <p>(2) 従量料金については、給水需給の実情等により適当な区画を設けて通増又は通減料金制をとることができる。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第8条 本算定方式の実施にあたっては、急激な変動を緩和するため適当な経過措置を講ずることができる。</p>	<p>水道料金は、各使用者群に対して総括原価を各群の負担力に基づいて配賦し、基本料金と従量料金の二部料金及びメーター使用料として設定するものとする。各使用者群は、水道の使用用途により分類する。</p> <p>2. 基本料金</p> <p>基本料金は、原則として固定的原価を基礎として算定するものとする。ただし、基本料金が著しく高額になる場合には、経過措置として固定的原価に(1-負荷率)を乗じて得た額を基本料金原価とすることができる。</p> <p>3. 従量料金</p> <p>従量料金は、区画式通増型従量料金体系として構成するものとする。ただし、主用途以外については従来どおりの料金体系とすることができる。</p> <p>4. メーター使用料</p> <p>メーター使用料は、口径ごとに適正に算定した額に基づいて設定するものとする。</p>